

○田辺市中高層建築物指導要綱

平成17年5月1日要綱第42号

改正

平成20年3月31日要綱第7号

平成25年3月29日要綱第7号

平成28年3月31日要綱第5号

田辺市中高層建築物指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、快適なまちづくりを推進するため、本市における中高層建築物の建築に関し、建築主にこの要綱に定める指導を行うことにより、良好な生活環境を確保し、もって市民福祉に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、本市域内における中高層建築物のうち、次に掲げる建築物に適用する。

- (1) 地階を除く階数が3でその部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物
- (2) 地階を除く階数が4以上の建築物

(建築の届出)

第3条 前条各号に掲げる中高層建築物(以下「中高層建築物」という。)を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による建築確認申請を行う前に、建築計画届により市長に届け出なければならない。

(建築の取りやめ及び完了の届出)

第4条 建築主は、中高層建築物の建築工事を取りやめる場合はその旨を建築工事取りやめ届により、当該工事が完了した場合はその旨を建築工事完了届により、それぞれ市長に届け出なければならない。

(周辺住民等への周知)

第5条 建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、事前に、その建築概要を周辺住民等に説明し、周知を図らなければならない。

(景観)

第6条 建築主は、中高層建築物の建築に当たっては、周辺環境への調和に配慮し、敷地内の緑化等により良好な景観の形成に努めるものとする。

(電波障害に対する措置)

第7条 建築主は、建築しようとする中高層建築物によって周囲の電波受信に障害を与えるおそれがある場合は、当該関係者と事前に協議して障害排除のための必要な措置を講じるとともに、障害排除のための施設を設置した場合は、その維持管理について必要な事項を関係者と取り決めるものとする。

(ごみ集積所)

第8条 建築主は、中高層建築物の建築に当たっては、ごみの収集が容易にできる場所にごみ集積所を設けるものとし、その施設の構造、位置及び維持管理について、事前に市長と協議するものとする。

(集会施設)

第9条 建築主は、計画戸数50戸ないし150戸につき1箇所を基準とし自己の負担において集会施設を整備するものとし、その規模及び構造は、別に定める田辺市開発事業の指導要綱に関する技術的整備基準第3章に定める集会所の整備基準によるものとする。

(駐車場)

第10条 建築主は、居住用の中高層建築物を建築する場合は、原則として計画戸数1戸当たり1台以上の駐車場を設けるものとする。ただし、計画戸数により難しいときは、延べ床面積100平方メートル当たり1台以上を基準として駐車場を設けることができる。

(総括主管課等)

第11条 この要綱に定める内容について総括する課は、建設部建築課とする。

- 2 市長が必要と認めるときは、田辺市開発事業等審査会（田辺市開発事業の指導要綱（平成17年田辺市要綱第40号）第36条第3項の規定により設置する審査会をいう。）において、第3条の規定による建築の届出の内容及び当該建築がこの要綱に適合しているかどうかの審査を行うものとする。

（届出書の様式）

第12条 この要綱に定める届出書の様式は、市長が別に定める。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の田辺市中高層建築物指導要綱（平成13年10月12日制定田辺市要綱）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日要綱第7号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日要綱第7号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第5号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。